

「神奈川県保健医療計画」（精神病床の基準病床数等）の一部改定について

1 計画の改定の概要について

神奈川県保健医療計画は、神奈川県障がい福祉計画を含む県の関連計画等との整合性を確保する必要がある。

神奈川県保健医療計画と神奈川県障がい福祉計画は、神奈川県保健医療計画における精神病床の基準病床数の算定に用いる入院需要（患者数）を、神奈川県障がい福祉計画における成果目標と同値とすること等で、整合を図っている。

令和4年4月に、神奈川県障がい福祉計画が改定され、成果目標の見直しが行われるため、神奈川県保健医療計画における精神病床の基準病床数の見直しを行う必要がある。また、その他、軽微な文言の修正を行う。

2 これまでの経過

県精神保健福祉審議会（R4.3.7）第6期神奈川県障がい福祉計画改定案における入院需要（患者数）の成果目標及び目標に伴う精神病床の基準病床数改定案等について意見聴取を実施したところ、特段の意見なく了承された。

県保健医療計画推進会議（R4.3.9）で、精神病床数の基準病床数の見直し等による神奈川県保健医療計画の改定について意見聴取を実施したところ、特段の意見なく了承された。

県医療審議会（R4.3.14）に、神奈川県保健医療計画の改定について諮問したところ、計画の改定を了承するとの答申を得た。

3 精神病床の基準病床数について

<算定結果>

| 基準病床数（現行）① | 基準病床数（見直し案）② | ② - ① |
|------------|---------------|-------|
| 11,317 | <u>10,992</u> | △325 |

第6期の神奈川県障がい福祉計画において見直される入院需要（患者数）により、国の定める算定式に基づき、精神病床の基準病床数を計算したところ、上記の結果となった。

4 スケジュール

令和4年3月

県保健医療計画の改定、厚生労働大臣への報告